



初夏の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第23回審議会の報告や審議会委員の改選などについてお知らせいたします。



第23回土地区画整理審議会の報告

■日時 平成26年5月28日（水）
午後2時00分から午後3時45分まで

■場所 駅北口土地区画整理事業事務所 会議室

■内容

- (1) 換地設計の変更について【諮問】
- (2) 保留地の変更について【諮問】
- (3) 仮換地指定の変更について【諮問】

■出席者 委員9名、副市長、事務局7名

※第23回土地区画整理審議会につきましては、個人情報に関する情報を取り扱いますので非公開としました。
審議会の内容は右欄をご覧ください。

審議会の内容

(1) 換地設計の変更について【諮問】

土地所有者からの仮換地変更の申出により、換地設計の一部を変更することについて意見を伺いました。
原案のとおり承認されました。

(2) 保留地の変更について【諮問】

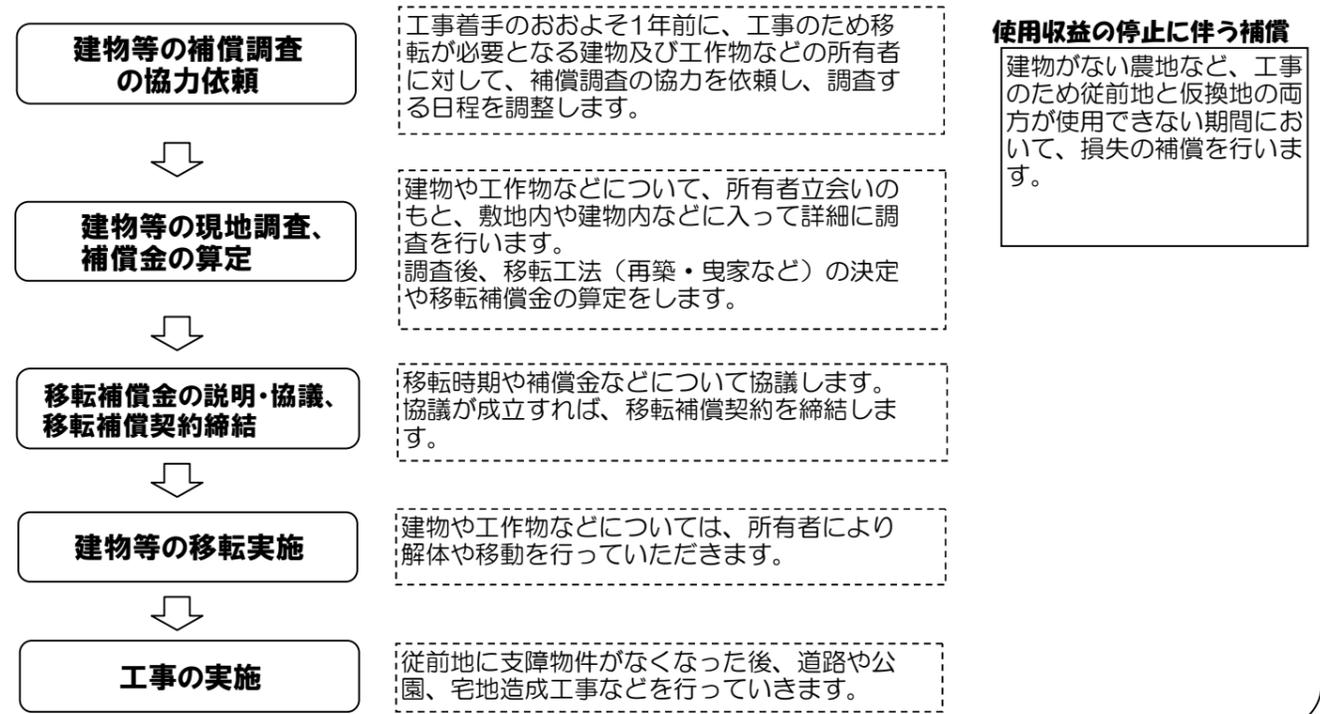
仮換地変更に伴い、保留地の一部を変更することについて、同意を求めました。
原案のとおり承認されました。

(3) 仮換地指定の変更について【諮問】

土地所有者からの仮換地変更の申出により、仮換地指定の一部を変更することについて意見を伺いました。
原案のとおり承認されました。

今回の変更は、仮換地の形状を変えずに他の仮換地に影響を与えないため、審議会に諮問したものです。

事業の流れ



土地区画整理審議会委員の改選のお知らせ

平成21年10月に設置された土地区画整理審議会は、これまで23回に及び審議会を開催し、施行者（和光市）の諮問機関として審議や答申を頂いております。

現在の審議会委員につきましては、今年の10月25日をもって5年間の任期が満了となることから、新たな委員の選挙を予定しています。

この選挙に関する内容と日程をお知らせいたします。

①★役割★

土地区画整理審議会は、都道府県や市町村が施行する土地区画整理事業に設置することになっております。

審議会は、権利者のご意見を事業に反映させ、民主的に事業を運営する重要な役割を持つ組織です。

②★審議委員の選挙権及び被選挙権★

委員の選挙において、投票〔選挙権〕及び立候補〔立候補推薦を含む（被選挙権）〕できる方は、地区内に土地の所有権又は借地権をお持ちの方です。

未登記の借地権を有する方は、借地権の申告を行うことにより選挙人の資格を得ることができますが、既に借地権申告を提出している方で申告の内容に変更がない場合は、あらためて提出していただく必要はありません。

③★構成★

土地区画整理審議会 定数10名

和光市駅北口土地区画整理事業施行規程第10条（委員の定数）で定められています。

学識経験者 2名

市長が選任

権利者の中から8名

土地所有者及び借地権者の方から選挙。
人数構成は、それぞれの総数におおむね比例して定めています。

任期は5年

平成26年10月26日から平成31年10月25日まで

④★共有者の選挙権、被選挙権★

共有で土地の所有権や借地権をお持ちの方は、代表者を選任していただかないと、投票や立候補をすることはできません。

共有で土地の所有権や借地権をお持ちの方は、どなたか1名を代表者に決めていただき、市に代表者選任通知を提出していただくことになります。

代表者選任通知の提出期限や委員の改選などの詳細については、今後も区画整理だよりでお知らせをまいります。

選挙スケジュール

選挙期日の公告

選挙を行う日を公告
(7月予定)

選挙人名簿の縦覧及び異議の申出

2週間縦覧

選挙人名簿の確定及び委員選挙数の公告

立候補者の届出及び公告

選挙人名簿が確定した日から10日以内に立候補届け又は立候補者の推薦届を提出
その後、候補者の氏名・住所を公告

選挙場、投票時間・開票日時の公告

(10月予定)

投票



◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号

「駅北口土地区画整理事業事務所」

TEL: 048-450-1602 FAX: 048-450-1603

mail: e0500@city.wako.lg.jp

